平成２９年（フ）第１５９９号
名古屋市守山区大字上志段味字東谷2079番地の１　イーストヴァレーⅢ　102号
債務者　大久保美加
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８０６号
愛知県春日井市気噴町３丁目３番地10　グランシード穏洋Ⅰ103号室、従前の住所愛知県春日井市高森台３丁目10番地２
債務者　川口　篤史
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８７９号
名古屋市名東区にじが丘３丁目17番地　名古屋市にじが丘荘309号
債務者　伊藤　良子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３７号
三重県亀山市高塚町13番10号104　メープル・クロス・タカツカ２番館、前住所三重県亀山市南鹿島町６番３号201　第２鹿島ハイツ201号
債務者　樋口　道夫
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４２号
三重県津市下弁財町津興824番地２　津興アパート102号、前住所三重県津市桜田町１番10号　Ｂ－Ｂ
債務者　森　　節子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７１号
滋賀県彦根市正法寺町44番地５（204号）
債務者　丸山　雅代
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０６８号
堺市堺区中三国ヶ丘町６丁３番１号
債務者　奥山　晴美
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９３１号
神戸市須磨区車字菅ノ池1351番地の３　グレーシィ須磨壱番館508号
債務者　中村　正人
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４号
鳥取県鳥取市古海785番地、旧住所鳥取県鳥取市古海773番地１
債務者　坂本　　勇
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０５号
鳥取県鳥取市古海785番地、旧住所鳥取県鳥取市古海773番地１
債務者　坂本美喜代
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１５号
鳥取県鳥取市卯垣２丁目564番地、旧住所鳥取県鳥取市卯垣２丁目614番地
債務者　谷本かよ子
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６６号
愛媛県松山市竹原２丁目11番19号　カーサ野田106号
債務者　福本　　恵
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７３号
愛媛県伊予郡松前町大字東古泉470番地３
債務者　原　　誉理江
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３８号
愛媛県西条市喜多台413番地14、前住所愛媛県西条市大町315番地１　廣栄ビル203号
債務者　豊田　里美
1　決定年月日時　平成29年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２０８号
佐賀市神園４丁目３番15号
債務者　安藤　雅澄
1　決定年月日時　平成29年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７５号
長崎県長崎市伊王島町２丁目800番地
債務者　森本　　明
1　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係